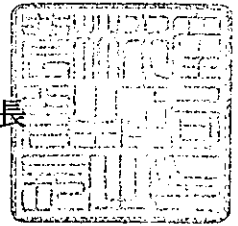




25生産第2154号
平成25年10月11日

全国稲作経営者会議会長 殿

農林水産省生産局長



「米穀の需給調整実施要領」の一部改正について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願います。

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）（本文）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">米穀の需給調整実施要領</p> <p>別紙1～別紙2 [略]</p> <p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">加工用米について</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 加工用米取組計画の認定等 1～3 [略]</p> <p>4 加工用米取組計画の変更等 加工用米取組計画の認定後、加工用米需要者団体等の倒産、休廃業等により当該加工用米需要者団体等に販売することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、生産局長又は地域センター長等の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 全国生産出荷団体等が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合 当該取組計画の認定を受けた全国生産出荷団体等は、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第31号の取組計画変更承認申請書を速やかに提出し、全国生産出荷団体にとっては生産局長に、地域流通農業者にとっては地域センター長等に、それぞれ承認を得るものとする。</p> <p>ア 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書（別紙様式第5-1号） イ 新たな加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第5-4号） ウ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容その他生産局長又は地域センター長等が必要と認める資料等</p>	<p style="text-align: center;">米穀の需給調整実施要領</p> <p>別紙1～別紙2 [略]</p> <p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">加工用米について</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 加工用米取組計画の認定等 1～3 [略]</p>

改正後	現 行
<p>(2) <u>加工用米需要者団体等が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合</u> <u>当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、(1)のアからウに掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第32号の販売先変更承認申請書を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあつては生産局長、加工用米需要者及び加工用米需要者団体にあつては地域センター長等の承認を得るものとする。</u></p> <p><u>ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体が倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)のアからウに掲げる必要書類を添付することを要しない。</u></p> <p>別紙4 新規需要米について</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 取組計画の作成、提出及び認定 1～7 [略]</p> <p>8 <u>取組計画の認定後、取引先の倒産、休廃業等により当該需要者等に販売することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続については、別紙3の第5の4に準じて行うものとする。</u></p> <p>別紙5～別紙8 [略]</p>	<p>別紙4 新規需要米について</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 取組計画の作成、提出及び認定 1～7 [略]</p> <p>別紙5～別紙8 [略]</p>

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）（様式）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
別紙様式第1号～別紙様式第5号 [略]	別紙様式第1号～別紙様式第5号 [略]
<p>別紙様式第5-1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">加工用米需要者団体等 住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">平成〇年産加工用米購入計画書</p> <p>[以下略]</p>	<p>別紙様式第5-1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〔<u>全国生産出荷団体</u> <u>地域流通農業者</u>〕 殿</p> <p style="text-align: right;">加工用米需要者団体等 住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">平成〇年産加工用米購入計画書</p> <p>[以下略]</p>
別紙様式第5-2号～別紙様式第30号 [略]	別紙様式第5-2号～別紙様式第30号 [略]

改正後

現行

別紙様式第31号

年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

） 殿

全国生産出荷団体

地域流通業者

住所

電話

氏名

印

平成〇年産加工用米の取組計画変更承認申請書

米穀の需給調整実施要領(平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知)別紙3の第5の4.(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

[Empty box for reasons]

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	数量(玄米kg)	用途	態様
変更前				
変更後				

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第5-1号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第5-4号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の生産製造能力規模及び設備の内容その他生産局長又は地域センター長等が必要と認める資料等

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

） 印

改正後

現行

別紙様式第32号

年月日

農林水産省生産局長
地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

殿

加工用米需要者団体等
住所
氏名

電話

印

加工用米の販売先変更承認申請書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19農食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の4（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

[Blank box for reason]

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名			
年産	種類	用途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量 ①			(玄米kg)
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量 ②			(玄米kg)
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量 (①-②) ③			(玄米kg)

3 取組計画の取組主体における確認の有無 (有・無)

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第5-1号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第5-4号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の目産製造能力規模及び設備の内容その他生産局長又は地域センター長等が必要と認める資料等

上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長
地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

印

米穀の需給調整実施要領の改正について

(取組計画の認定後に加工用米等を新たな取引先に販売する際の手続の新設)

1 これまでの米穀の需給調整実施要領(以下「需給調整要領」という。)において、加工用米又は新規需要米(以下「加工用米等」という。)の取組計画の認定後、予定していた取引先の倒産、休廃業等により販売することができなくなり、別の新たな取引先に販売する場合の手続が規定されていなかったところである。

2 このため、今般、より安定的な制度運用に資するため、必要な手続を需給調整要領に明記した。

3 具体的には、加工用米等を所有し、別の新たな取引先に販売しようとする者が、地域センター長等を取組計画等の変更申請を行い、

(1) 新たな販売先に販売することが、取引先の倒産、休廃業等によるものであることなど、真にやむを得ないものであるか

(2) 加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められるか

(3) 生産数量目標の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年度で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであるかの確認を得るよう、所要の規定を追加した。

4 なお、ある団体を経由して当該団体の組合員に加工用米を販売していた場合において、当該団体が廃業する等のやむを得ない事由により、当該組合員を新たな販売先とするときは、改めて3の(2)及び(3)を確認することは要しないこととした。

(以上)